同 窓 会 会 則

第　１　条　本会は、九州大学法科大学院同窓会と称する。
第　２　条　本会は、会員相互の親睦及び母校との連絡を図ることを目的とする。
第　３　条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1)　母校の施設整備の支援
(2)　在校生の学修の支援
(3)　講演会、親睦会の開催
(4)　修了生名簿の発行
(5)　会報の発行
(6)　インターネット上の情報提供
(7)　その他本会の目的を達成するために必要な事業
第　４　条　本会は、事務所を九州大学法科大学院内に置く。
２　本会は、必要な地区に支部を設けることができる。
第　５　条　本会は、次の者をもって構成する。
(1)　九州大学大学院法務学府修了者
(2)　九州大学法科大学院教員及び旧教員
(3)　上記に準ずるもので理事会の承認を得た者
２　九州大学法科大学院に在学する者は、第１項に準ずる者とする。
第　６　条　本会に次の役員を置く。
会長１名、副会長若干名、理事若干名、監事若干名、運営委員若干名、顧問若干名
２　役員の任期は、２年とする。ただし、重任を妨げない。
３　会長は、本会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。理事は、理事会を構成し、本会運営上の重要事項を審議決定する。
４　監事は、本会の会計を監査する。
５　運営委員は、運営委員会を構成し、理事会を補佐して本会運営上の重要事項を審議する。
６　顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、理事会に出席して意見を述べることができる。
第　７　条　本会は、毎年１回通常総会を開催する。ただし、理事会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
２　通常総会は、次の事項を審議決定する。
(1)　予算及び決算に関する事項
(2)　役員の選任、会則の制定及び変更に関する事項
(3)　本会の運営に関する事項
第　８　条　理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、本会運営上の重要事項を審議決定する。
２　理事の互選により理事中の若干名に常務理事を委嘱することができる。常務理事は、本会の常務処理に当たる。
第　９　条　本会の経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。会員の会費は、理事会の定める会費規定による。
第　10　条　本会の会計年度は、毎年９月１日に始まり、翌年の８月３１日に終わる。

会費規定
１　会費は、１人年額１，５００円とする。
２　会費は、３か年分を一括して徴収する。但し，本学修了直後の１か年分については，会費の納入を免除する。
３　必要に応じて臨時経費を徴収することができる。
４　会費規定は、理事会の議により変更することができる。

２００９（平成２１）年５月２６日制定